

第18回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成27年11月25日 午後3時～午後5時00分

2、開催場所 4階 全協室

3、出席委員（14人）

会長	5番	内田 昌明
会長職務代理者	14番	阿佐美 安德
委員	1番	石原 輝雄
	2番	齋藤 清
	3番	宮沢 福夫
	4番	福島 勝繁
	6番	町田 まさ江
	7番	重田 俊一
	8番	武士 千雅子
	9番	清水 和男
	10番	富田 孝行
	11番	松浦 好一
	12番	山口 久雄
	13番	原 一仁

4、欠席委員（1人） 15番 根岸 昇

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請（県処分）について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）と農用地利用配分計画（案）について

議案第4号 町・議会に対する建議書（案）について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第18回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番 武士委員・10番 富田委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42700139について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長 それでは、この件に関しまして、審議を行います。農地部会で現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 この件につきまして、部会で協議しましたが、農地法第3条の賃貸借の許可申請につきまして、圃場を善良に管理出来るのかという点について事務局の説明がありました。雇用人数は十分いるところがあり、部会としては委員会の審議に

付することとしました。

議 長 それでは、番号1について審議を始めます。質疑のある方の挙手をお願いします。

委 員 玉村町で他に借りている農地はあるか。

事務局 ありません。

委 員 営農計画は提出されていますか。あれば詳細を教えてください。
また、会社からの距離はどのくらいあるか。

事務局 赤シソを栽培するとのこと。会社からの距離は21.6kmです。

委 員 契約期間が20年というのは、何か意味があるのか。

事務局 高崎市で借りている農地についても、賃借期間は20年で契約している場所が多くあります。

委 員 農業委員会としての留意事項を付けて、許可書を出すということは出来ないか。

事務局 要望・留意事項については、許可書に付しても問題ないかと思われま。

議 長 今回の件については、全ての農地を効率的に耕作しているかという点について判断をしてもらいたいと思います。許可の場合には、留意事項を付することとします。

それでは採決いたします。番号1 受付番号 42700139 について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数ということで、受付番号 42700139 は原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 続きまして、議案第1号の番号2と番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号番号2受付番号42700141と番号3受付番号42700142について両議案共、議受人が同一人であるので、一括して議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号2受付番号42700141、番号3受付番号42700142の一括審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 番号2・3について、農業を息子とやっけていまして、拡大を図るとのことですので、部会としては問題ないということで、許可と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42700141と42700142について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42700141と42700142について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42700141と42700142は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号42700143について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長 番号2、42700143について審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 事務局から説明がありましたように、親から相続した時点で、これらの農地は壁に囲まれており、また、諸般の経緯を勘案し、部会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42700143

について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42700143 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42700143 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議 長 続いて議案第 3 号 追加 農用地利用集積計画 (案) と農用地利用配分計画 (案) について説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号追加 農用地利用集積計画 (案) と農用地利用配分計画 (案) について、朗読、説明。】

議 長 それでは、議案第 3 号について、質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 それでは、農用地利用集積計画 (案) と農用地利用配分計画 (案) について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 議案第 3 号について、農業委員会としては、承認し、意見なしと決定しました。

議 長 続きまして、議案第 4 号 町・議会に対する建議書 (案) について審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第 4 号 町・議会に対する建議書 (案) について、朗読、説明。】

議 長 この中で新しいものと言いますと、1 番の麦秋の郷と 5 番の基盤整備事業の関係ですが、芝根地区の榎町用水の水量不足については具体的に建議に入れさせていただきました。何か意見はありますか。

委員 芝根地区は水が来なく、条件が悪いため耕作放棄地となっていくように思うので、早急な改善を願いたい。

委員 土地改良により、田より水路が低いので、水が入らない状況であります。最近はずっと減反していたため、水が入らないということも当たり前と麻痺してきている。

委員 大規模区画は、作業効率は良くなるが、畦をとっても水が均等にいかない状況なので、何が何でも全部を大区画するのは無理がある。レーザーレベラーを導入してもらえれば、早く圃場の均平化が出来る。

議長 他に意見がなければ、建議書は基本これでよろしいか。

(なしの声)

議長 それでは、建議書の提出まで1箇月あるので、何かあれば修正していくということで、基本はこれでいきます。

議長 次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告事項番号1と番号2を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告事項番号1と番号2と番号3を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告事項番号1と番号2と番号3を朗読、説明】

議長 これらの件について一括して、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 報告事項を終了といたします。

議 長 次に次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【その他について説明】

議 長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人